

## 5 行動計画の体系

### 1. 安全を確保するための方策

(1) 生産段階での安全確保		主な施策
安全な農産物の生産・供給	ア．農薬の適正使用と使用履歴記帳の指導 イ．農薬、化学肥料の使用抑制の推進	
安全な畜産物の生産・供給	畜産物トレーサビリティシステム整備に対する支援	
安全な水産物の生産・供給	水産動物用医薬品の適正使用の指導	
(2) 製造・加工、流通、販売段階での安全確保		主な施策
製造・加工、流通、販売施設の衛生管理	ア．製造基準等の遵守状況の監視指導の強化 イ．広域流通食品に関する問題事案に係る情報収集と監視指導の強化 ウ．特定給食施設の衛生管理の徹底 エ．食肉、食鳥処理施設の衛生管理の徹底 オ．使用水の衛生管理の徹底 カ．HACCPシステム等高度な衛生管理システムの普及及び導入の推進 キ．自主衛生管理の推進	
食品などの検査	ア．食中毒防止に係る検査の強化 イ．残留農薬、動物用医薬品、化学物質等の検査の強化 ウ．食品添加物、器具及び容器包装等の検査の強化 エ．輸入食品の残留物質、食品添加物等の検査の強化 オ．検査機器の整備及び検査員の資質向上	
食品表示の適正化	ア．食品衛生法、JAS法等に基づく表示の監視指導 イ．遺伝子組換え食品、アレルギー物質の監視指導・検査	
食品事業者の意識向上	食品関係法令の趣旨等の徹底	
(3) 消費段階での安全確保		主な施策
家庭での食中毒予防	家庭における衛生管理の啓発	

### 2. 安心を確保するための方策

2. 安心を確保するための方策		主な施策
食に関する情報収集・提供の充実	ア．広域流通食品に関する問題事案に係る情報収集と提供 イ．各種情報媒体や地域における食品安全情報の提供 ウ．リスクコミュニケーションによる市民意見の反映	
食に関する相談窓口の対応強化	食に関する相談窓口の充実と相談員の資質向上	
食育の取組みでの食の安全情報の提供	ア．地域での食育の推進 イ．学校教育分野での取組みの充実 ウ．食生活改善の推進 エ．地産地消の推進	
関係者の主体的な取組み、交流・連携	消費者の取組みに対する支援	